

事務連絡

平成27年3月9日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課

建設市場整備課

建設企業向け金融支援事業の延長等について

急激な建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、経営状況が悪化していた建設企業の資金繰りの円滑化及び連鎖倒産の防止等を図るため、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第2次補正予算において、それぞれ、地域建設業経営強化融資制度及び下請債権保全支援事業を創設し、今日まで広く利用されてきたところです。

これらの事業は、いずれも平成26年度末までの事業となっていたところですが、今般、これらの事業期間を1年間延長し、関係者に対し別添のとおり通知しましたので、お知らせ致します。

これらの制度について、傘下の会員等に周知して頂き、更なる活用をお願い致します。

なお、平成24年度補正予算において創設された建設業災害対応金融支援事業については、平成26年度末までに申請を受け付けた建設機械の購入に係る契約に対する金利助成をもって終了することといたしましたのであわせてお知らせ致します。

国官会第3007号
国地契第78号
国土建第328号
国土建整第83号
平成27年3月9日

直轄 あて

国土交通省大臣官房長
国土交通省土地・建設産業局長
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても1年間延長することとし、別添の通り、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記1中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

記6中「事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）」を「事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）」に改め、「資金の貸付事業」の次に「（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）」を加え、「事業協同組合等又は民間事業者」を「事業協同組合又は民間事業者」に改める。

附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から適用する。